

札幌対第50184号
平成25年(2013年)4月23日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市長 上田 文雄



(仮称) 北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業
環境影響評価準備書に係る意見について

標記準備書に係る環境影響評価法第20条第4項に規定する環境保全の見地からの意見について、札幌市環境影響評価条例第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり述べます。

記

本事業は、工事着手まで数年の期間があり、さらに工事着手から埋立終了まで40年以上の長期に及ぶ事業特性から、本事業による環境影響を最小限にするためには、事業の各段階における環境状況の把握とその結果に応じた適切な環境保全措置を講じることが重要である。

したがって、事業者においては、次に記載する事項に十分に配慮し、その結果を環境影響評価書に記載するとともに、今後の事業の実施に当たっては、専門家等の意見を聞きながら進められたい。

1 騒音について

道路交通騒音に関して、現地調査を行った中沼町66番地(調査地点No.2)において、現況騒音レベルが参考とする基準に適合していない。

このため、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行に係る騒音、並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に係る騒音について、当該地点における本事業による影響の予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

2 動物について

(1) 鳥類（希少猛禽類）について

ア 事業実施区域内にオオタカの営巣が確認され、また、事業実施区域周辺においてチュウヒの繁殖行動が確認されていることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事に着手する前には、事業実施区域及びその周辺において生息状況の調査を行うこと。

イ 生息状況の調査は、継続的な把握が必要と考えられることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事着手の3年以上前から行うこと。

ウ 調査結果に応じて、営巣場所を回避するための施設設計も含め、必要な環境保全措置を検討すること。

(2) 魚類について

ア 代償池の候補地の選定にあたっては、候補地の既存の生態系に配慮し、必要な調査を行うこと。

イ 代償池の環境整備においては、移植対象種の採餌環境や植生など生態系全体を考慮して整備すること。

ウ 代償池の環境整備には時間を要すると考えられることから、速やかに代償池の候補地の選定及び環境整備に着手すること。

エ 移植は、試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。

(3) 昆虫類について

ア クビボソコガシラミズムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ガムシ、ハイイロボクトウ、スゲドクガの6種は新たに環境省のレッドデータブックに掲載され、また、ヒザグロナキイナゴは北海道南西部での生息は稀であることから、これらの種の予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

イ 事業実施区域及びその周辺において、レッドデータブックに掲載されているコオイムシが生息している可能性が高いことから、確認のための調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

3 植物について

ア フクジュソウ、ミクリ、エゾオオヤマハコベの移植にあたっては、それぞれの種

の生育環境に応じて適切な候補地を選定すること。

イ 移植手法については、それぞれの種の特性を考慮した手法（株の移植、播種等）により試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。

4 生態系について

ア 「地域を特徴づける生態系における注目種・群落」の選定において、典型性の観点から、乾性草地にあつてはチョウ類及びトノサマバツタを、水域にあつてはトンボ（ヤゴ）、ゲンゴロウ及びガムシを選定することが適切であることから、これらの種に係る予測、評価を追加すること。

イ 上記の評価結果より、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

5 景観について

ア 近隣住民の視点に配慮し、事業予定地近傍にある道道 112 号線上などから適切な地点を近景眺望点に選定すること。

イ 選定地点における予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

6 事後調査及び環境保全措置の検討について

ア 事後調査の詳細の決定及び環境保全措置を検討する場合には、専門家等の助言を受け、より効果的な事後調査及び環境保全措置の実施に努めること。

イ 事後調査計画の記載にあたっては、調査項目、調査手法、調査地域、調査期間、事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応等及び事後調査結果の公表の方法（時期、手法等）を調査項目ごとに具体的に記載すること。

ウ 事後調査においては、移植状況の定量的な把握に努めること。